

一切ノ附隨問題ヲ解消セサル限り断乎再ストフ以テ斗

右決議ス

昭和九年十月五日

東交工場支部従業員大會

以上

別記

依頼書

謹啓

我が日本交通後業員組合は今回の調停委員会設立に際し行政官廳より何等の交渉も受けず亦我が組合の要求は全く東交と根本的に相違しを以て曩に當局と單獨交渉を開始すべし立場に在りたるも一方東交との調停委員会進行中に在るを以て之が影響を顧慮し一先づ會議の進行を靜觀致居候然今日會期余は三日に迫りたるも我等の要求たる初任給引上げに就而は何等論及さるゝ、或は我等後業員の要望を全く蹂躪し去らんと致居候

我等は茲に於て靜觀致居するに忍びず決然當初の立場に立返り調停委員会とは別個に單獨交渉を開始致すの外無之候

就而は東京市會議長副議長並に各派代表者の調停斡旋を御願ひ仕り事務局の收捨と円満解決を計り度限何卒御盡力御願ひ申上候

謹言

昭和九年十月三日

日本交通後業員組合本部

東京市會議長 長 松林

後 永東